

# 週刊エフアンドパートナーズ

平成30年5月7日号



## 「失踪宣告」とは？

失踪宣告とは、行方不明者を死亡したものと法律関係を安定させる制度です。

例えば、遺産分割協議は相続人全員で行う必要がありますが

**相続人のなかに行方不明者がいる場合、相続手続きがなかなか進みません。**

このような場合に失踪宣告を用いて

不在者（従来の住所または居所を去り、容易に戻る見込みのない者）を除いた相続人間で遺産分割を進めることができます。

失踪宣告には2種類あります。

**普通失踪** 不在者の生死が**7年間**明らかでないとき

**特別失踪** 危難に遭遇した者の生死が危難の去った後**1年間**明らかでないとき

失踪宣告により「死亡したものとみなされる」タイミング



### 普通失踪の場合

不在者の生死が不明になってから**7年間の期間**が満了した時



### 特別失踪の場合

その危難が去った時

仮に**失踪宣告を受けた人が生きていたら？**

生きていることを証明しただけでは失踪宣告の効果を覆すことができず、**別途、失踪宣告の取消しを申し立てなければいけません。**

裁判所

失踪宣告は法律上個人を死亡したものとみなす**強力な効果**を持つ制度なので、利用を考える際には専門家に相談することをおすすめします。

相続手続きについてのご相談はF & Partnersへ！

今週の  
お客様の**声**

依頼して  
良かった点は？

飯能市 たかの様

安心して依頼に大丈夫ですよ

京都事務所  
京都市中京区七観音町623番地  
第11長谷ビル5階  
TEL 0120-256-113

F & Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。  
まずは、お気軽にお電話を！

